と中國」（『中山八郎教授頌壽記念明清史論叢』一九七七年一二月）や松浦章「明代海商と秀吉「入寇大明」の情報」（『末永先生米壽記念獻呈論文集』一九八五年六月）などがある。本書がこの問題について論じられなかったのは評者としては殘念である。

佐久閒氏は永年にわたり明代社會經濟史研究を中心に獨自の分野を開拓されてきた。とりわけ商稅、倉庫業、海外貿易、陶磁器業、茶業、製鐵業等や、本書に關係する日中關係、倭寇問題等での研究の斯學における先驅者である。佐久閒氏の一九八二年までの著作については『佐久閒重男教授退休記念　中國史・陶磁史論集』（燎原、一九八三年三月）掲載の佐久閒氏の「著作目錄」に見られる。これら佐久閒氏の研究の多くは後學の指針となりまた今後もそれは變わりないであろう。それ故、本書以外の分野の研究についてもまとめられることを祈念するものである。

一九九二年二月　吉川弘文館

A5判　ix＋三七七頁　索引、英文一九頁　八、五〇〇圓

山田信夫著
小田壽典　P・ツィーメ　梅村坦　森安孝夫編
ウイグル文契約文書集成

庄垣内正弘

本書は三卷からなり、第一卷は、山田信夫氏のウイグル文書關係の論文を一册にまとめた論集である。第二卷は、「世界中に散在しているトゥルファン出土文書のうちから、これまでに判明した限りでのウイグル文契約文書類を集成し、新たなテキスト轉寫と譯註を提出したものである。もとより、未發表文書を含み、それは山田教授の遺稿にもとづく研究成果である。」（第一卷序文）という。第三卷は、ファクシミリから構成されている。

ウイグル語文獻の大半は佛典で、俗文獻、とりわけ契約文書の占める割合は少量である。それにもかかわらず、早い段階から研究が進められてきたのは、その內容の歷史學等へ與える影響の大きさによるものである。そのことは編者が「掲載文書先行研究一覽表」に掲げた先行研究の量からも判斷できる。一文獻の先行研究を修正再檢討していく作業は佛典研究ではそう進んではいない。いま猶、未發表の文獻を解明していく段階にある。

契約文書は記述の形式がおおよそ定まっていて、文脈から內容の類推がかなりの程度可能である。だが、細部における單語形式の決定は難しく、ウイグル語研究の進展に伴って必然的に修正を重ねて

いかなければならない性質のものである。本書における、編者の最大の仕事は、「判明した限り」の契約文書（全一二一點）を山田信夫氏の遺稿を基礎にして讀み直したことで、それが本書の第二卷に收められている。この中には十八點のオリジナルテキストの翻譯も含まれているので、苦勞は大變であったにちがいない。三人の歷史學者と一人の文獻學者からなる構成はこの仕事を成功させるのに好都合であった。かつてラドロフ（W. W. Radloff）が集大成したウイグル文書研究は、かれの死後一九二八年にマローフ（S. E. Malov）によって編集・出版されたが（*Uigurische Sprachdenkmäler*（以下 *USp*））、故山田信夫氏の成果を引き繼いでウイグル文契約文書を新しく集大成したのはこの四人である。

この書物における大きな利點は、第一卷と第二卷の中にウイグル文契約文書に關係するほとんどの情報が收められている點である。斷片の所在から關係研究にいたるまでまことに丁寧である。第三卷のファクシミリも鮮明で役に立つ。もちろん、第二卷の轉寫テキストと譯文は最も重要である。

しかし、これだけ膨大な內容を短期間に提出されたのであるから多少の缺點もある。第二卷を通讀して氣になるのは注釋が極端に省略されているので、新規に改訂された部分が何處なのか卽座に判別できないことである。第一卷に轉載された山田信夫氏の記述には若干の編者註が補足されているので、それから第二卷の新規部分を判斷できることもあるが、大體は先行研究の內容に立ち返って比べてみなければ解らない。また、和譯と、それに併記された獨譯との閒にしばしば內容の異なりがみられるのも氣になる。讀者はどちらを信じてよいのやら迷うことになる。これらについて試しに、第二卷の最初に揭載されている文書、Sa 01 を例にとって檢討してみたい。

Sa 01

この文書は Hamilton（1969）を書き直したものである。基本的な修正に次の二つがある。

十三行目　ayïtralï isḍägäli yorïsar→ayïtralï isḍägäli saqïnsar

十六行目　küyüp olurγučï→körüp olurγučï

これらの修正には何の註記もない。十三行目のものは缺落部分が yorïsar と讀まれたのを、saqïnsar に改めた。編者は、Sa 3—13 等の平行例を參照して正しく、このように修正したのであろう。十六行目のものは、文字の上からはむしろ küyüp と讀める。küy- は「待つ、面倒を見る」の意味をもつので、文脈にも適しているが、この形式は küd- からの發展形で、新ウイグル語においてもなお küd- を保っている。ウイグル語にこの發展形が存在したとは考えにくい。やはり kör- と讀むべきであろう。körüp olurγučï を、和譯では「見ている人（臨座？　見人？）」とし、獨譯では Garant となっている。新ウイグル語には körüp oltur- で「保證する」という意味があるので、獨譯と同じく「保證人」とすべきではないか。

つぎのものは獨譯と大きく食い違う。

二行目　č/myruq-ta bir šïγï yirim atï ạlp taš sangun-qa

「Č/myruq に於て一石の（種が播ける廣さの）私の田地を、その名がアルプ＝タシュ＝サングン（なる者）〔〈〕」とあるのを、獨譯はこのウイグル文を č/myruq-ta bir šïγï yirim ärti ạlp taš sangun-qa と讀んで、'In 'Č/myruq hatte ich ein Landstück von 1 šïγ. An

Alp Taš Sangun...'と譯している。ここには註記があって、邦譯は Hamilton に從ったと記されている。獨譯との同種のずれは Sa 02 にもみられる。いずれの場合もウイグル語としては正常でないが、Sa 01 の文字からは atï と讀めるのでやはり和譯に從うべきであろう。

七—九行目　四至（境界）に對して grü... kijin... qotï... qngtün... と並ぶのを和譯では Hamilton と同じく「北・・西・・南・・東・・」と譯している。örü（上流）を「北」qodi（下流）を「南」とするのは山田信夫氏の解釋に從ったこと、獨譯では P. Zieme 自身の新說で、ヤクートやサリグ＝ウイグル語の言い方を根據とした örü を「南」qodi を「北」とする內容を揭げたことが註記されている。

この新說というのは、Zieme (1992 p. 361—362) に提出されたもので、qodi に關して A. N. Kononov をかりて、ヤクートの xotu やサリグ＝ウイグル語（サリグ＝ヨグル語）の qužaq/qozaq（＜*qodi yingaq）が「北」を指すことからこう解釋した。ヤクートでは xotu（下）が「北」を、soγuru（＜*yoqaru）（上）が「南」を表し、サリグ＝ウイグル語では Guzu（＜*qodi）（下）が「北」を、yoγa（＜*örü）（上）が「南」を表すことは知られている。しかし、和譯側編者の注釋どおり川の流れが逆になるトゥルファン地方では當然、方角も逆になる。同種の和譯獨譯の食い違いは Sa 02 においてもみられる。

修正テキストを提出する場合、どこをどう、なぜそのように修正したのかは註記に述べるより仕方がない。なかなかやっかいな仕事で、分量も大きくなるが、もう少し詳しい注釋が欲しかった。Sa 01 には上に示したような譯註が存在する。だがテキスト全體の中では、これはむしろ例外的とさえいえる。和譯と獨譯の食い違いは、內容の判斷を讀者に委ねるもので、完成された內容の提出とはいえない。可能性の高い一方を統一的に提出し、疑問點を註記するのが普通の記述方法である。

以下第二卷を通讀して、現在の時點で、疑問におもうところを若干拾い上げて揭げてみたい。

Sa 02

十七—十八行目　bu oq ögän-tä oq yir tängingä yir quḍlur taš-qa yaraḍu birip ąlzun-lar「まさにこの渠にある田地で同等の田地をクトルグ＝タシュに準備してやり、買い戻すこととせよ」。

ögän-tä oq の oq は後舌母音系列の單語には後續しない。本書第一卷山田（II p. 210）はこれを ögän-tä (bu) oq とし、bu を補っている。この補充形式は Sa 03 (15—16), Sa 06 (15—16), Sa 07 (14—15) にみられる bu oq ögäntä bu yir tängingä「まさにこの渠に面し、この田地と同等の」（「このまさに田地と同等の」）と平行していて無理がない。一方この oq は ona「ちょうど」とも讀める：bu oq ögän-tä ona yir tängingä「まさにこの渠に面し、ちょうど（この）田地と同等の」。いずれが正しいか、判斷できないが註記を必要とするものである。

十九行目　tuḍa

tut-「持つ」の副動詞形である。tut-a は、後に述べる一例をのぞいて、すべて同一文脈で現れる。たとえばここでは、bu bitig tuḍa qutluγ taš qorsuz bolzun「この證文を持って、クトルグ＝タシュは損害を蒙るな」(十九—二十)。譯文からは「證文を持ったために損害を蒙ること、のないように」か「證文を持っているので、損害を蒙ることのないように」かは判斷しにくい。副動詞接辭 -a は主動詞の內容と同時に動作するのが本來の機能であって、繼起的に主動詞の內容につなげる -p と若干機能が異なるが、契約文書においては -a と同種の副動詞の使用は極端にすくない。本書においても、tut-a をのぞいては、yarat-u と yantur-u だけで、殘りは全て -p を用いている。また、yarat-u は Lo 18 の一例以外はすべて助動詞 bir- を後續させて「準備してやる」となる。yantur-u も Sa 17/Mi 01 に二例あるがいずれも bir- を後續させ「返してやる」となる。Mi 19 のように yantur-up bir- も並存する。一方、上の文脈以外では、tut- は常に tut-up を使用するし、上の文脈も和譯のもつ意味の範圍では tut-up がむしろ自然である。

ウイグル語佛典では tut-a は「關して」を意味する、漢語の「約」に對應する (cf. 拙著 (1991) p. 312 註 169)。賣買文書に不自然なかたちで使用される tut-a も「關し」「ついて」と譯すべきではなかろうか。すなわち「この證文に關して、クトルグ＝タシュは損害を蒙るな」を意味する。

ところで、最初に觸れた例外的な tut-a というのは、RH 06 のつぎの文脈に現れる：

7 bu yir-kä ʼängiz tuḍa ////

8 kälgä män tïnsïdu bilür ////

この文の缺落部分を Zieme (1980 p. 226) はつぎのように補っている。

7 bu yir-kä ʼängiz tuḍa birim alïm

8 kälgä män tïnsïdu bilür ////

さらに七行目について、'Nach der üblichen Formulierung wäre tuḍza o. ä. zu erwarten,' (p. 227) と注釋している。この註記にある tuḍza は RH 05—7 と Mi 22—6 とに現れる。

bu yir-kä ʼängiz tuḍza birim alïm

kälgä män tämür buq-a bilür män (RH 05 6—9)

この二文の內容は RH 06 のものと平行し、本書ではつぎのように和譯されている：「この田地に、刈株田（のまま?）保持して租稅がかかって來れば、私テミュル＝ブカが關知する（＝責任をもって負擔する)。」(p. 73)「このブドウ園に、刈株田として保持して、租稅がかかってくれば、私ミシルが關知する。」(p. 168)。tuḍza は「保持して」と譯されているが、直譯では「保持すれば」となり、つぎの「租稅がかかってくれば」と並列となる。ドイツ語譯もだいたい和譯の內容に近い。たとえば RH 05 では，'Wenn ich auf dieses Land ʼängiz halte, wenn Steuern und Abgaben erhoben werden, bin ich, Tämür Buqa, verantwortlich, ...' (p. 74).

いずれも轉寫されたウイグル語の內容としっくりいかない。この tuḍza -za は *USp*, Zieme (1980) そして本書においても tut- に -sa（條件）の附いた形式として讀まれてきた。ただ，山田 (IV

p. 110, 117) は tuḍ̣a とは讀めないとして、todqa-n「肥えば、持ちに」と讀んだ。

實は tuḍ̣a も todqan も正しくない。この單語は RH 06 と同じく tuḍa と讀むべきである。TWDZ·' あるいは TWD·' と綴られているように見えるが、これは TWD·' と見ねばならない。というのは、同じ字形が本書の別の斷片に存在する。すなわち、Lo 15 の四行目 yangiḍ-a「初めに」の d-a は tuḍ̣a の ḍ̣a の部分と同一字形を呈している。結局 tuḍ̣a は tuḍa であって、RH 06 と同一構文となる。すなわち RH 05, Mi 22 の tuḍ̣a は tuḍa と修正すべきである。また、RH 06 も含めてこの tuḍa にはつぎのように「關して」「ついて」の譯語を與えるべきであろう。

bu yir-kä 'ängiz tuḍ-a birim alīm

kälẓä män tämür buq-a bilür män (RH 05 6—9)

「この田地において、刈株田に關して租稅がかかって來れば、私テムル＝ブカが關知する」

bu borluq-qa ängiz tuḍ-a birim alīm

kälẓä män mīsīr bilürmän (Mi 22 5—7)

「このブドウ園において、刈株田に關して租稅がかかってくれば、私ミシルが關知する」。

二十行目 qam qadašīm

血緣知人に關する名稱の明確な意味づけはなかなか困難である。ここでも uruγ, tuγmīš, qadaš などが現れてその關係は容易に理解しにくい。ただ、qa qadaš を常に「家族、親類」と譯し、異なった二つの概念として並列され、qa を「家族」としているが、「消費貸借文書」にしばしば現れる äγtäkilär とどう異なるのであろうか。qadaš のみの表現もあるがそこでは「家族」は含まないのであろうか。qa は Gabain (1959) の記述以來、漢語「家」の借用語として扱われている。qadaš は qa に共同體を表す -daš の附いた形式である。qa が單獨で現れる例は契約文書にもみられないので、qa qadaš は二詞一語を構成していると考えるべきではなかろうか。ウイグル文獻では qa qadaš が qaqadaš と一語に綴られる例もみられる (Warnke 586 行目) ように兩者の結合は堅い。一方漢文との平行文獻でも qa qadaš は漢語一語に對應する：<…alqu> qasī qadašī「(爾時質多羅長者病苦)。諸親 (圍遶)。」(拙著 (1984) pp. 133—134)、qasī qadašī は「親」(親類) に當たる。二詞一語はしばしば類似內容の單語を併記して譯述されるが、まとまった一內容を指すのが常である：iš-i küdük-i yaruq yašuq yti sikiz učün「用明利故」(用が明利の故に) (拙著 (1992) p. 400)。やはり、qa qadaš には、單獨で現れた qadaš と同一譯語を與えるべきではなかろうか。

Sa 28

十七行目 kim C kim m-ä bolup と二十二—二十三行目 čamlaγučī kišī K qorluγ bolzun に對して、*USp* (16) では先のものを kim kim (m)a bolup 後のものを čamlaqučī kišī kü qorluq polsun と轉寫されている。山田 (VI pp. 197—198) は kim-čä kim m-ä bolup「誰が誰そとて」čamlaγučī kišī kü qorluq bol-zun「爭者 (の) 人名譽損われるものたるべし」とする。山田の kim-čä の -čä は *USp* におけるマローフの修正形式を踏襲しているのであるが (cf. 山田 VI p. 200)、實際には編者のごとく C と讀める。また

USp 以來の kü を編者は K と讀んだ。この C と K にはどんな意味も與えられていない。編者の K は筆者にはやはり、KW と文字轉寫できる。これを gü と讀み、漢語の「危」(中古漢語音 ngiuĕ) の音寫形式と考えたい (cf. 拙論 (1987) pp. 73—74)。編者は qorlur に「損害」を當てているが、その前に「危」がかぶさっていて不思議ではない：čamlaručï kiši gü qorlur bolzun「爭議を起こす人達が危害を蒙れ」。また、C は蒙古語の強調小詞 (čü) と關連があるのではなかろうか？ cf. ken cü 'whoever' (Lessing p. 203).

二十一行目 bu qudlur täng iki kiši yaraḍu birip「このクトルグに等しい者二人を準備してやり」および Sa 29 の十七行目 bu kiši tng iki kiši birip「この人物と等しい者二人を與えた上」の二文にみられる täng の位置には普通は tänginčä が入り「・・と同等の」という內容を表す。一方 täng は契約文書ではふつう täng ülüš「等分」täng tüz「平等」のような熟語をのぞいては、動詞の前に立って副詞の役割をはたしている。tänginčä は「ごとく」とも譯せる單語であって、täg とも交換できる。Sa 29 は素直に täg と讀める。Sa 28 も寫眞をみるかぎりでは täg とも讀める。上掲二文の täng を täg と讀み、「このクトルグのごとき二人の人を・・」「この人物のごとき二人の人を」とした方が文法的にはすっきりする。

Ex 02

九—十二行目 bu yir-tä biz torčï yolčï ilčï üč aq-a ini-lär-ning song bayaï uruy tarïy ünüp kim kim m-ä bolup čam čarïm qilmaṣunlar「この土地に於て、私たちトルチ・ヨルチ・イルチ三人兄弟の子孫がこれから出て來て（それが）誰であっても爭議を起こしてはならない。」

とくに譯出に誤りがあるのではない。だが、ウイグル文法に素直に「この土地に於て、私たちトルチ・ヨルチ・イルチ三人兄弟のなかから今後子孫が出て來て、（その）誰であっても爭議を起こしてはならない。」とした方がすっきりするのではなかろうか。

RH 03

三行目 töküz-täki tarïy tarïmaq-qa yir-ni「トキュズにある主穀（＝小麥）作付用の田地」。

tarïmaq-qa は先行研究 Zieme (1980 p. 232) の形式を踏襲したのであろう。しかし、この形式は明らかに tarïmaq-ča の誤讀である。內容もこの方が「作付用」とよく適合する。

RH 13

十二行目の tgil (tägil) は、語彙集 (p. 289) では「ない」'nicht vorhanden' と意味づけされている。本文では 'äsäk barïr-ta käälir-tä taš tgil bolsar「このロバが往復する際にいなくなれば、」のごとく、taš とともに「いなく（なれば）」と譯されている。RH 14 などの yoq bolsar「いなくなれば」と文脈が平行するのでそう譯出されたにちがいない。taš は「外、他」を意味する。tägil は現代トルコ語では degil のごとく第二母音に i が立つが、中央アジア古文獻では、カーシュガリーやチャガタイ語にみられるようにふつうは、tägül のごとく ü が立つ。カーシュガリーではこれをオグズ方言とし、'Not so' の意味をもつ (Dankoff p. 300)。トルコ語

degil も「・・でない」が基本的意味である。したがって、これが degil と同じ tägil なら、taš tägil は「他（外）でない」というのがチュルク語としては無理のない内容である。トルコ語の degil は tägül の發展形であって第二母音の i は進行同化によって非圓唇化した。逆に、新ウイグル語では tügül のごとく第一母音が逆行同化によって圓唇化した。ウイグル語にトルコ語と同じ形式が存在した可能性は薄い。一方、新ウイグル語には tegil という形式があって、「・・に屬する」「・・に歸する」（漢維詞典 p. 467）を意味する。täg-「至る」に名詞接尾辭 -il の附いたもので、同樣の形式がウイグル語に存在してもおかしくはない。RH 13 の tgil はむしろこの新ウイグル語形式と同根と考えるべきであろう：'äšäk barïr-ta kälir-tä taš tgil bolsar「このロバが往復する際に他へ屬するものとなるなら、」。

ちなみに、二行目の uṣun-qa barγu 'äšäk を山田（IV p. 161）にしたがって「長行用荷駄ロバ」と正しく譯しているが、新ウイグル語にも uzunγa yügürmək「長跑」（漢維詞典 p. 554）があって、その參考となる。

RH 14

三行目と五行目 tärkän について譯註が施されている：「tärkän: まず 11. 5—6 の tärkän al- は RH 13, 1. 5 の tärkä al- と全く同じ文脈で、いずれも「賃借りする」の意に相違ない。從って tärkän は「賃借料附きで」と考えられ、1. 3 の tärkän もこれと同じものとみなせる。・・ところが、マローフ以來、この 1. 3 の tärkän を tärgän（モンゴル語、サリグ＝ウイグル語で「車、荷車」）と讀み、tärgän ud で「荷車用の牛」とする說が根強くある（cf. URD, p. 144; Clark, Intro., p. 379; ED, p. 544b）。・・」。しかし第一卷の山田（IV p. 207）ではすでに tärgän を「借料（つき）にて」と譯し、その註（p. 208）でマローフ說を批判している。編者はこのことについても觸れるべきであった。

Lo 18

九行目 ol kim kün-tä birmäsär-män「その日頃にやらなかったら」。

kim は本來「だれ」をあらわす。その意味擴張した形式と考えて、このように譯出されたものと思える。譯文に問題はないが、アクシミリからこの kim は käm と讀める。käm と讀んで、これを新ウイグル語 käm「時候」（漢維詞典 p. 200）、蒙古語 kem 'measure of time, term'（Lessing P. 450）と同根語と考えるべきであろう。新ウイグル語では u kem-də は「その頃に」をあらわす。

五—六行目 on aldï yašïγ ygrmi yašïγ qadun kiši-ni iki bir yrdu「十六歳（から）二十歳の婦人を二（人ないし）一（人）用意して、」。

「十六歳（から）二十歳の」の意味で on aldï yašïγ ygrmi yašïγ は不自然なウイグル語である。WP 06 の十七—十九行目に類似の表現があるが、そこではもっと明確に述べられている：otuz yaš-tin altïn ygrmi yaš-tin üstün ordun är äbči iki qrabaš「三十歳以下二十歳以上の間にある（年齢の）男女二（人の）奴隷」。山田（V p. 22）の「十六歳の、二十歳の」を修正した理由は何なのか？

Ad 03

四―五行目 andin šük qalmiš-ta「それからはおとなしくして」は、*USp*(98) の andin song qalmiš-ta に對する山田 (VI p. 236) の修正にしたがって、こう轉寫して譯出した。修正前のウイグル文は「それから後は（そこに）住むので」と譯せる。文脈からみて、修正前の形式が不適當とは考えられない。なお、編者はこの斷片のオリジナルも寫眞もみていないという。

Wp 03

三行目と四行目の tarda(?) tösäk「tarda(?) 褥」の tarda は蒙古語の darda「粧緞」(Lessing p. 233) ではなかろうか。また、四行目 tükčük(?) tösäk「tükčük(?) 褥」の tükčük はウイグル語 tük「毛、細毛」-čük (縮小表示) を表し、「毛の褥」を意味するのではないか。あるいは tüklüg「毛のある」と讀み、l の誤字と考えるべきかも知れない。

Wp 06

五行目 yinä qay-a (人名) は文字からはむしろ inä qay-a と讀める。

また、二十一―二十二行目の vap-ča yangla-ča「また法に從い、しきたり (?) どおりに、」の vap と yangla の各第一母音 a はどうしても i/ï と讀める。yip-čä yinglä-čä「糸、針のごとき」(些細な) か？ ただし、yinglä は常には yingnä と表現される。ちなみに、人名に對するカナ表記で、Yi- と I- とを同じく「イ」と讀んでいるが、前者を「イイ」または「イィ」後者を「イ」とすべきではなかったか？

Mi 02

十一―十二行目 män otuz qulum-nung nägü ärsär bar tip「私オトゥズは「私の男奴隷は、いかにしても（私のもので）ある」といって、」、十四―十五行目 män toyin-čoγ mäning küng-nüng nägü 'ärsär bar tip「私トインチョグは「私の女奴隷は、いかにしても（私のもので）ある」といって、」。

ウイグル文をこのように讀むのはむずかしい。「私オトゥズは「私の男奴隷には、何かがある」といって、」「私トインチョグは「私の女奴隷には、何かがある」といって、」と讀むのが自然である。

Mi 24

八行目 oγlanim「私の息子」について、「'WXL' RYM と書かれているが、-R- は -N- の誤りとみなせる。」というテキスト註が附いている。明らかに -R- と讀めるので、同じ內容で oγl(1)arim と讀む方が無理がない。

以上第二卷のウイグル文テキストと譯文に關して、疑問におもったところを述べてみた。編者らにとっては、筆者の意見に同意しがたい點があるかもしれない。だが、明らかに誤謬と認められるところもいくつかあった。

古文獻のテキスト・エディションに決定版というのはない。常に疑問點を殘しながら結論を提出する。その疑問や躊躇は註において

記される。今回提出されたテキストの多くは先行研究を踏まえたものであって、疑問點の多くは過去において議論されてきた。その内容はおそらく本書第二巻の一九四頁以降の參考・引用文獻欄にまとめられた文獻中に含まれているのであろう。しかし、讀者がこれを辿って各テキストにおいて持つ疑問と符合するか否かを探り當てるのは至難の技である。やはり簡單でもよいからテキスト毎の註記が欲しかった。

なお、この參考・引用がどのレベルまでの内容に關係しているのか、筆者にはなかなか判斷できない。試しに參考・引用文獻中から Moriyasu, Sakkil の 54 と 55 の内容をテキストに照らしてみる。この 54, 55 は 森安 (1989) で kidin/kedin という單語が「市場」を意味することを論じた部分である。54, 55 は Sa 03, Sa 04, Sa 05, Sa 06, Sa 07, Sa 09, Sa 16, Sa 21, Sa 22, Sa 29 の欄に現れる。この内「市場」を意味する kidin/kedin という單語の現れるのは Sa 03, Sa 04, Sa 06, Sa 07 である。Sa 06, Sa 07 については確かに Moriyasu, Sakkil 54 においてそれらから kidin の現れる文章の一部が引用されている。Sa 03, Sa 04 にはこの kidin が出て來るが、そのことだけで參考文獻に Moriyasu, Sakkil を掲げているのであろうか? Sa 05 と Sa 09 にも kidin は現れるがこの二つは「市場」ではなく「西」を意味するのであって Sakkil の内容とはかみ合わない。さらに、引用もなく、kidin も現れない Sa 16, Sa 21, Sa 22, Sa 29 に對してはどの部分が參照箇所になっているのか、筆者には理解できなかった。一見親切そうにみえるこの大量の引用・參考文獻の表はかえって讀者をまどわす可能性もある。もうすこし讀者の立場を考慮すべきであった。

ウイグル文契約文書に關する歴史學的解釋や、文書の形式についての基本的枠組みは、本書において新たに議論されることはなかった。これらに關しては山田信夫、護雅夫氏らの研究を引き繼いで L・クラーク (Clark 1975) によってまとめられた。クラークの研究は、現在では多くの點で書き換えを必要としているが、なお總合的内容をもった優れた解説書といえる。もちろん、本書第一巻で山田信夫氏の論文が一括掲載され、編者註が附けられたことは、ウイグル文契約文書全體のあり方を知る上で大いに役立つ。だが、本書がウイグル文書研究において最も貢獻する部分は、やはり第二巻の轉寫テキストと譯文の提出とにある。

山田信夫氏の集大成の過程を引き繼ぎ、ウイグル學の最新の情報を投入し、入手しうるかぎりの契約文書を扱われた編者の功績は大きい。しかし、かりに欲をいうことが許されるなら、編者はもうすこし時間をかけて本書を提出されるべきであった。もし、上で述べたような註記の不足や、和譯と獨譯の食い違い、さらに先行研究の内容紹介の割愛などに、手持ちの時間が關係していたとすれば多少殘念である。

しかし、本書が今後のウイグル學、中央アジア學に廣く利用されることは疑う餘地がない。

引用文獻

Clark L. (1975); *Introduction to the Uighur Civil Documents of East Turkestan* (13-14 th cc.). (Dissertation of Indiana University).

Dankoff, R. (1982); *Maḥmūd al-Kāšγarī, Compendium of the*

Turkic Dialects (*Dīwān Luγāt at-Turk*) Part 1.
Gabain, A. (1959); Türkische Turfantexte X. ADAW.
Hamilton, J. (1969); Un acte ouīgour de vente de terrain provenant de Yar-Khoto. *Turcica* 1.
『漢維詞典』(1982) 新疆人民出版社。
Lessing, F. D. (1960); *Mongolian-English Dictionary*. University of California Press.
森安孝夫 (1989)「ウイグル文書劄記(その一)」『内陸アジア言語の研究』Ⅳ。
Radloff, W. (1928); *Uigurische Sprachdenkmäler*. Biblio Verlag. Osnabrüch 1972 再版。
庄垣内正弘 (1984)『ウイグル語・ウイグル語文献の研究』Ⅰ 神戸市外國語大學。
――――(1987)「ウイグル文献に導入された漢語に關する研究」『内陸アジア研究』Ⅱ。
――――(1991, 1993)『古代ウイグル文阿毘達磨俱舎論實義疏の研究』ⅠⅡ 松香堂。
Warnke, I. (1978); *Eine buddhistische Lehrschrift über das Bekennen der Sünden, Fragmente der uigurischen Version des Cibei-daochang-chanfa*. Berlin (Dissertation).
Zieme, P. (1980); Uigurische Pachtdokumente. *AoF* 7.
――――(1992); Eine uigurische Hausverkaufsurkunde aus Qočo. *AoF* 19.

一九九三年十二月　大阪大學出版會
B5判　第一卷　六〇二頁　第二卷　三三〇頁　第三卷　一〇六頁　三〇〇〇圓

Monika Gronke

Derwische im Vorhof der Macht: Sozial-und Wirtschaftsgeschichte Nordwestirans im 13. und 14. Jahrhundert

安藤志朗

十三世紀から十六世紀に至るイラン史は、その研究史上、およそ二つの觀點から考察されてきたかにみえる。一つは十三世紀のモンゴルの侵攻を起點とし、それ以降トルコ・モンゴル的な諸要素がイスラムの枠組の中で、どのような形態で保持され、あるいは變容したかという、時間の流れに沿って追究していく見方であり、いま一つは、十六世紀初頭の十二イマーム・シーア派を標榜するサファヴィー朝の成立は、如何なる歴史的諸要因がどう關係し作用した結果なのかという、いわばサファヴィー朝前史としての見方である。二つの觀點共に、宗教、政治、社會、經濟、軍事等あらゆるテーマを包括するものであるが、同じ事象も、いずれの觀點をとるかで、あたかもプリズムのように、微妙な印象の違いを示す。

十三・十四世紀の北西イランは、諸イル・ハンたち、チョバン系アミールたち、ジャライル朝等モンゴル系政治權力が浮沈を繰り返す一方、諸々のイスラム神秘主義教團が、當時の宗教的メンタリティーを反映するかのように生成し活動した。サフィー Safī al-dīn (一三三四年没) を初代の教團指導者シャイフとするアルダビールのサファヴィー教團も、その一つであり、これが、すなわち後のサ